

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社に雇用され、約30年間路線バス運転手として勤務していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、胸痛・呼吸苦を訴え、同日、D病院に受診したところ、「急性心不全、急性心筋梗塞」（以下「旧傷病」という。）と診断された。

請求人は、同病院において加療を続け、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）と診断された。その後、平成〇年〇月〇日になり旧傷病は業務上の事由によるものであったと認められるとして、休業補償給付の支給を受けるに至った。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、呼吸苦を訴え、同病院に受診し「陳旧性心筋梗塞」と診断され加療を続けていたところ、同年平成〇年〇月〇日、同病院に緊急搬送され、「敗血症（グラム陰性桿菌）、急性腎盂腎炎、急性腎不全等」の傷病名により入院加療し、以降、同病院において「陳旧性心筋梗塞、糖尿病、頸椎症、脳梗塞後遺症等」の傷病名で治療を継続した。

請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業は旧傷病の再発

によるものであるとして、休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、旧傷病が再発したものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業が旧傷病の再発によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、平成〇年〇月〇日に旧傷病が再発したとして、以降、平成〇年〇月〇日までの間における休業補償給付を請求している。当審査会において、改めて本件における医学的見解を含む一切の記録を精査したところ、次のとおりである。

(2) E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日における請求人の状態は、「いわゆる心不全状態」であり、その主たる原因は「尿路感染症、敗血症」であり、「糖尿病の存在が極めて強く関与している」と所見している。同所見については、D病院の診療録に記載された病態の経過とも符合するものであり、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)の(ケ)に説示するとおり、請求人の心不全の状態は、私病である「敗血症（グラム陰性桿菌）、急性腎盂腎炎、急性腎不全等」に起因するものであると判断する。

(3) なお、請求人は、平成〇年〇月〇日以降についても、旧傷病の再発により療

養を継続した旨主張するが、請求人が主張する心不全の状態について再発と認められないことは上記判断のとおりである。

(4) そのほか、請求人らの主張について改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

(5) 以上のことから、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)ウに説示するとおり、平成〇年〇月〇日以降の休業については、平成〇年〇月〇日に症状固定した旧傷病が再発したことによるものと認めることができない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。